

北海道告示第10636号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和4年5月10日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 地域食農連携プロジェクト推進事業 道産農林水産物を活用した持続的な食のビジネスを創出し、食を軸とする本道経済の振興を図るため、道内外の多様な関係者の参画のもと地域食品産業連携プロジェクト(LFP)を推進し、意欲ある一次生産者と事業者(群)がともに取り組む商品開発を支援する。</p>	<p>農林水産省「地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱」別記「間接補助事業者の要件」を満たすLFPパートナー(地域食農連携プロジェクトに取り組む事業者)である農林漁業者等(農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。)、食品加工事業者、流通・販売事業者等のうち、新商品等の開発・販路開拓の取組を主体的に行ういずれかの事業者</p>	<p>(1) 新商品等の開発に係る経費 新商品等企画・実証・開発費(データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等)</p> <p>(2) 販路開拓の実施に係る経費 消費者評価会実施費(会場借料、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集計整理賃金等)、販売促進展開費(出展料、出展旅費(1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする)、商品紹介資料印刷費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売費、消耗品費等)</p>	<p>10分の10以内 (ただし、上限額:400万円)</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 食関連産業局 食産業振興課</p>		